(3)　受入れ調整機関は、(1)及び(2)に掲げるほか、交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4)　受入れ調整機関は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5　受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じてベトナム人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるベトナム人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるベトナム人看護師候補者若しくはベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

6　ベトナム人看護師等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、ベトナム人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7　受入れ機関に対する相談支援等

受入れ調整機関は、受入れ機関から、ベトナム人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、受入れ調整機関は、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8　受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9　関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三　受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、受入れ調整機関に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行う。

第五　円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等に対する質の高い研修体制並びにベトナム人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、ベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一　報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他ベトナム人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二　改善指示

1　厚生労働大臣は、受入れ調整機関が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、受入れ調整機関が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、受入れ調整機関に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。

2　厚生労働大臣は、介護福祉士養成施設が、ベトナム人介護福祉士候補者に対する入学許可の後、この指針で定める受入れ施設の要件又は研修の要件を満たさないと認めるときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため必要があると認めるときは、当該介護福祉士養成施設に対し、必要な措置（介護福祉士養成施設におけるベトナム人介護福祉士候補者の就学の一時的な停止を含む。）を採ることを指示することができる。

第六　受入れ人数等

一　ベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、交換公文12(a)及び(b)の規定に基づき定められる人数（日本国政府が定めるものに限る。）を超えないものとする。

二　交換公文に基づくベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、交換公文12(c)の規定に基づき、一時停止の措置が講じられる。

別表第一

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設
五　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

一　児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設
二　老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設
三　介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
四　障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター
五　その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第三

一　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十条の十一の二第二項第一号及び第百五十五条の十の二第二項第一号
二　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第四十七条第二項第一号
三　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第四十八条第二項第一号
四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第四十八条第二項第一号